

市役所前さくら通り地区景観形成重点地区（素案）に関する意見募集の結果について

1 概要

市役所前さくら通り地区は、相模原市民桜まつりなどで多くの人々がにぎわう地区であり、モデル的な景観形成を進めていく地区として、相模原市景観計画に位置付けています。

本地区を景観形成重点地区として指定するため、自治会や商店街、地域にお住まいの方などで構成される市役所前さくら通り地区景観協議会、景観審議会等で意見を伺いながら、地区の良好な景観の形成に関する方針や建築物、屋外広告物等の景観形成基準の検討を進め、本年2月に素案を作成しました。

その後、3月に本地区の土地・建物所有者や市民の皆様を対象に、素案についての説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後も開催の目途が立たないことから、説明会に替えて、ご意見を募集いたしました。

その結果、12人の方から32件の御意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 令和2年10月1日（木）～令和2年10月22日（木）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、建築・住まい政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		12人（32件）
内 訳	直接持参	3人（4件）
	郵送	2人（4件）
	ファクス	4人（7件）
	電子メール	3人（17件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	全般に関すること	4		4		
	良好な景観の形成に関する方針に関すること	1 1		5	6	
	景観形成基準に関すること	1 5		7	5	3
	その他	2		1	1	
合計		3 2	0	1 7	1 2	3

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
全般に関すること			
1	全体を通して対象範囲を景観の特性に合わせて西門地区、市役所地区、横山地区と賑わいの創りこみ具合に味を付けたほうが街の持続化に繋がると考える。	(素案 3 ページ) 本地区の「良好な景観の形成に関する方針(項目ごとの方針 まちなみ)」は、ご意見の趣旨に沿うものと考えております。	イ
2	1 / 1 2 年に満たない開花時期によって大樹を見誤らないよう。	(素案 1 ページ) 本地区の「良好な景観の形成に関する方針(地区全体の方針)」は、ご意見の趣旨に沿うものと考えております。	イ
3	「概ね素案通り」の方向で検討を進めてみてはどうか。	引き続き景観形成重点地区の指定に向けての取組を進めてまいります。	イ
4	特になし。	引き続き景観形成重点地区の指定に向けての取組を進めてまいります。	イ
良好な景観の形成に関する方針に関すること			
5	良好な景観づくりには賛成です。くつろげて、訪れたくなる街並みになればと思いますし、協力させていただきます。	引き続き景観形成重点地区の指定に向けての取組を進めてまいります。	イ
6	ゴミ箱を増やすが、テロに繋がらないために、透明なゴミ袋を使用する。	現在は、中身の確認できる透明または半透明の袋にいただいております。また、ごみ・資源集積場所については、利用されている皆様からの申請により設置しておりますので、利用者との調整が必要となります。	ウ

7	タイルの貼り替えを行う。もし行う際は、オレンジ、ピンク等の暖色系を使うと良いと思う。	地区内のさくら並木の通りは、景観重要道路に指定し、整備に関する事項として「車道や歩道の仕上げは、並木や沿道の建築物と調和したデザイン及び色彩とする」と定めています。	ウ
8	街路灯が暗くなっても点灯してないことが多いのできちっと管理してほしい。	通行の安全を確保するため、道路照明及び市所有の街路灯につきましては、適正な維持管理を図ってまいります。また、商店会等が所有する街路灯につきましても、適正な維持管理が図られるよう、商店街等の取り組みを支援してまいります。	イ
9	街灯やポールの根元がペット等の排泄物や、雨などの影響で錆びてはがれている箇所が目立つ、景観をより美しいものにするためにも修繕を希望。		
10	相模原警察署交差点北側の無電柱化も必要。	ご意見として承ります。	ウ
11	16号の下、西門商店街と市役所通りを地下道でつないだ方がいいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。	ウ
12	歩道タイルが所々割れていたり欠けているため、子どもがつまずいたり、触ってケガをする可能性があるのです。たくさんの家族に安心して桜を見上げながら通っていただくために改善が必要。	ご意見の趣旨を踏まえ、通行の安全のため、維持管理を図ってまいります。	イ
13	(枝垂)しだれ、桜が各所にほしい。 1ヶ所でも(予算もあるでしょうから)	市役所前通りの桜並木は、景観重要樹木に指定しています。今後も桜並木全体の調和を図るため、ソメイヨシノの桜並木として、維持管理を行う予定です。	ウ
14	建物、道路がきれいになっても、ごみの集積所が今のままではならないと思います。赤い手の横、スポーツ店近くのごみ置場は改善されるのでしょうか。	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ごみ・資源集積場所の設置については、利用されている皆様からの申請により設置していただいておりますので、利用者との調整が必要となります。	ウ
15	ウインドウショッピングはまち歩きの根幹です。	(素案1ページ) 本地区の「良好な景観の形成に関する方針(地区全体の方針)」は、ご意見の趣旨に沿うものと考えております。	イ

景観形成基準に関すること			
1 6	延べ面積？建築物の表面積か	(素案5ページ) 届出の対象となる行為・規模に示す「延べ面積」は、建築物の各階の床面積の合計を指します。また、「見付面積」は、建築物の立面図上の表面積を指します。	エ
1 7	柱の地上高か？	(素案5ページ) 届出の対象となる行為・規模に示す「高さ」は、工作物そのものの高さを指します。	エ
1 8	具体的な絵図、写真、コメントを挿入して作成してもらいたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、わかりやすいものとなるよう検討します。	イ
1 9	「景観重要道路側にバルコニーを設ける場合は、景観重要道路から物干しや室外機などが見えないように努める。」との事だが、既存建物の改修を要求するのであれば、補助を出すなど検討願いたい。 洗濯物を干す場所が無くなり、設備投資が発生する事等、費用負担が過大になる可能性があるため。	既存の建築物等については、景観形成重点地区の指定の日以後に建て替えや改修などを行う際に、基準に適合するようにしていただくこととしています。	ウ
2 0	バルコニー改修は負担が大きい為、階数での免責や室外機カバー等での対応も許容検討願いたい。	(素案6ページ) 建築物の形態・意匠の景観形成基準「景観重要道路側にバルコニーを設ける場合は、景観重要道路から物干しや室外機などが見えないように努める。」は、道路からの見え方に配慮していただくことを趣旨としています。なお、既存の建築物等については、景観形成重点地区の指定の日以後に建て替えや改修などを行う際に、基準に適合するようにしていただくこととしています。	ウ

2 1	エアコンの配管処置についても検討すべきでは？ 汚い配管では景観を乱すと考え。同様に、給湯設備もカバーする等必要ではないか？	(素案6ページ) 建築物の形態・意匠の景観形成基準として、屋上の建築設備、バルコニーの室外機の景観配慮、また、外構の基準として屋外設備の景観配慮の基準を設けており、ご意見に関する内容については、事前協議等において、誘導を行う予定です。	ウ
2 2	景観改善の観点から、電線、電柱も規制すべきと考える。	「市役所さくら通り整備方針」及び「無電柱化推進計画」に基づき、地区内のさくら並木の通りの内、相模原署より南について、無電柱化に取り組んでいく予定です。	イ
2 3	ゴミ捨て場も見えない様にする、ゴミ捨て BOX を必須にするなど必要と考える。	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、ごみ・資源集積場所については、利用されている皆様からの申請により設置していただいておりますので、利用者との調整が必要となります。ごみ集積場所にボックスを置く場合は、置く必要性、ボックスの位置・大きさ・構造等を考慮して承認しております。	ウ
2 4	駐車駐輪設備は目立たないようにとあるが、防犯上明るく透視可能が求められているが？	(素案7ページ) 建築物の外構及び駐車・駐輪設備の景観形成基準「駐車場(機械式駐車場を含む。) 駐輪場等は、景観重要道路から目立たないように配置や植栽などを工夫する。」は、駐車場や駐輪場の景観に対する影響を考慮し、道路からの見え方に配慮していただくことを趣旨としています。事前協議において、例えば、フェンスや植栽の種類・高さなど、安全上にも配慮した上で、景観にも配慮していただくよう規制・誘導を行ってまいります。	イ

25	相模原警察署より南の部分、ロイヤルホスト、市役所、市民会館、郵便局の前の側道に路上駐車が多すぎます。景観を損ねるだけでなく、桜の時期、上を見ながら歩く人々にも危険です。側道を車が停められないようにし、歩道、自転車道をしっかり分け、ゆっくりと桜を見ながら歩ける遊歩道が必要と考えます。	地区内のさくら並木の通りの内、相模原署より南については、「市役所さくら通り整備方針」において、側道は歩道と自転車道に再配分し、歩行者と自転車の通行の安全を図ることとしています。	イ
26	政党や議員の看板等の扱いはどうなるのでしょうか	相模原市屋外広告物条例により、表示面積が1㎡以下で、政治団体等の宣伝の用に供するものは、許可手続の適用除外となっています。（許可基準及び禁止規定は適用）	エ
27	景観改善の観点から、広告旗は明確に設置を規制すべきと考える。旗は日本特有の広告であり、地上広告板等で代用可能な為	（素案8ページ） 良好な景観の形成にあたり、屋外広告物の高さや大きさ、歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置することなどを基準とすることで、広告旗についても規制を行います。	イ
28	2階以下の高さ、高天井式の部屋などは10mを超すかも。	（素案8ページ） 屋外広告物の景観形成基準「さくら並木の景観に配慮し、2階以下の高さに設置するよう努める。」について、ご指摘の通り、2階以下の高さが10mを超す場合も考えられますが、事前協議において街並みの連続性に配慮していただくよう規制・誘導を行ってまいります。	イ
29	色についてはマンセル表で示されているが、高明度でも華美でない白系統色（シルバー含む）は問題ないという認識で合っているか？規制対象であるならば、過剰であると考えます。（フェンス含む）	（素案6、7、9、10ページ） 建築物の外壁・工作物の色彩については、高明度でも華美でない白系統色の使用は可能です。建築物の屋根及びフェンスの色彩については、高明度色である白色等の使用はできません。	イ

30	色について他市町村と横並びに見受けられるが、相模原市のイメージカラーを積極的に緩和すべきとも考える。	(素案6、7、9、10ページ) 建築物の屋根及び外壁・工作物の色彩については、本市全域の景観形成基準と同様としています。また、建築物の外壁につきましては、高彩度色等をアクセントとして使用する場合は、各面の見付面積の20%以下までであれば、使用可能です。	ウ
その他			
31	中央区の相模原、何も無い相模原を素晴らしい中央区にしましょう。	引き続き景観形成重点地区の指定に向けての取組を進めてまいります。	イ
32	このコロナ禍でオープンカフェ等、パリのシャンゼリゼ通りの様にできたらステキ	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ